

任意継続被保険者の保険料の算出基礎の変更について

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

任意継続被保険者の標準報酬月額については、従来、資格喪失時の標準報酬月額と組合平均標準報酬月額のいずれか低い額と定められておりましたが、今般、健康保険法の改正により「資格喪失時の標準報酬月額が平均標準報酬月額を超える者について、組合が規約で定めることにより資格喪失時の標準報酬月額とすることができる」旨の条文が新たに設けられました。(法第47条第2項)

当組合では、第199回組合会において「任意継続被保険者の標準報酬月額は資格喪失時の標準報酬月額とする」と規約で定めることについて承認され、令和4年4月1日から施行することとなりました。施行日以降に任意継続被保険者になられる方は、資格喪失時の標準報酬月額を引継ぐこととなりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

適正な事業運営を行うためとなりますので、何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

